

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
名誉会員の規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人エレクトロニクス実装学会(以下「本学会」という。)の名誉会員に関して、その役割、位置付け、選任委嘱方法および待遇などについて定めることを目的とする。

(役割)

第 2 条 名誉会員は、自らの学識経験あるいは役職経験を活かし、本学会活動を積極的に支援するとともに、本学会の運営に関して、会長の諮問に答え、又は必要に応じ会長および理事会に対して意見を述べることをその役割とする

(選任と委嘱)

第 3 条 名誉会員は本会の発展に貢献し、多大の功績のあった 65 歳以上の正会員から役員候補者推薦委員会が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 名誉会員の、任期は無期限とする。
2. 但し、本人の申し出に基づき退任できる。

(定数)

第 5 条 名誉会員の定数は、40 名程度とする。

(兼任の禁止)

第 6 条 名誉会員は、役員、事業委員会正副委員長、技術委員会正副委員長および幹事の役職は兼任できない。
2. 但し、事業委員会および技術委員会の一般委員またはアドバイザー、研究会の主査または委員は兼任できる。
3. 上記 1 項の役員、正副委員長を兼任する場合は、名誉会員を退任しなければならない。

(位置付け)

第 7 条 名誉会員は、正会員の位置付けとする。即ち、正会員と同等の権利を有する。

(特典)

第 8 条 名誉会員の特典については、「会員の特典規程」で定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、移行認可を受け、移行の登記をした日より施行する。